

IFRS ディスカッション・ペーパー

「財務諸表の表示」及び「収益認識」の解説

◇財務諸表の表示に関する予備的見解（以下、財務諸表の表示 DP と略記）

(Discussion Paper, *Preliminary Views on Financial Statement Presentation*)

公表：2008 年 10 月

コメント期限：2009 年 4 月 14 日

◇顧客との契約における収益認識に関する予備的見解（以下、収益認識 DP と略記）

(Discussion Paper, *Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers*)

公表：2008 年 12 月

コメント期限：2009 年 6 月 19 日

早稲田大学教授
辻 山 栄 子
Tsujiyama Eiko

今後の国際会計基準(IFRS)の骨格を決める重要なペーパーが公開されました。この資料は、わが国でも IFRS 採用への動きが具体化しつつあるなか、早稲田大学の辻山教授にペーパーの解説・背景説明を緊急執筆いただいたものです。

(社)日本証券アナリスト協会

目 次

第1章 はじめに	2
第2章 財務諸表の表示プロジェクト	4
1 財務諸表の表示D Pの概要	4
(1) 提案の目的	4
(2) 提案されている財務諸表の様式	5
(3) 分類指針	6
(4) 一体性のある財務諸表の表示	7
(5) 各財務諸表の変化	7
(6) 提案に対する質問事項	10
2 財務諸表の表示プロジェクトに関する背景説明	13
(1) 財務諸表プロジェクトの沿革	13
(2) 検討すべき論点	15
第3章 収益認識プロジェクト	20
1 収益認識D Pの概要	20
(1) 提案の目的	20
(2) 提案の範囲	21
(3) 認識	21
(4) 測定	22
(5) 現在の実務に与える潜在的な影響	23
(6) 提案に対する質問事項	24
2 収益認識プロジェクトの背景説明	25
(1) 収益認識プロジェクトの沿革	25
(2) 検討すべき論点	26
参考資料 提案されている財務諸表の表示様式（T00LC0 社の事例）	32

第1章 はじめに

米国証券取引委員会（SEC）は、2007年11月15日以降は、米国市場で資金調達する海外企業に対して例外なく米国基準への準拠（調整計算）を求めてきたこれまでの方針を転換し、海外企業が国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成した財務諸表をそのまま受け入れることになった。さらに2008年11月には、2014年から米国企業にもIFRSを容認ないし強制適用することの是非について、2011年までに判断を下すためのロードマップ案を公表した。下表に示すように、このロードマップ案が承認されると、一部の米国企業¹については2009年度財務報告からのIFRSの早期選択適用が可能になり、さらに2011年にIFRS導入が決定されると、2014年度からのIFRSの段階的義務化²が開始されることになる。

この米国の動きに併せて、日本においても2008年の秋以降、IFRSと日本の会計諸基準との差異の縮小（コンバージェンス）に主眼をおいてきたこれまでの方針に変化が表れ、日本市場へのIFRS導入（アドプション）の是非をめぐる論議が俄かに活発になっている。2009年2月には、企業会計基準審議会・企画調整部会から今後の日本におけるIFRS導入の方向性について「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」が公表された。この案が認められると、日本においても米国の動向を見極めたうえで、上場企業の連結財務諸表にIFRSの適用を義務化することの可否についての判断が2012年に下されることになる。

IFRS導入に向けた日米のロードマップ案

米 国	年/年度	日 本
一部（大規模）企業への選択適用容認	2009	一部企業への選択適用の容認（2010/3期）
IFRSを義務化すべきか否かをSECにおいて決議	2011	
	2012	IFRSを義務化すべきか否かを判断
大規模早期提出企業に義務化	2014	
早期提出企業に義務化	2015	
上記以外の上場企業に義務化	2016	上場企業の連結財務諸表を一斉にIFRSに移行？

本解説書で取り上げる2つのディスカッション・ペーパー（DP）は、いずれも米国における2011年のIFRS導入の判断に極めて重要な影響を及ぼす可能性の高いDPである。なぜなら、米国SECは、2014年からの米国企業への段階的IFRS導入を判断する最も重要な

¹ 産業分類基準に基づいて区分された業種において、各産業の時価総額上位20社（外国企業を含む）の大半がIFRSを使用している産業において、当該20社に入る米国企業（SICコードを指標として用いたSECの試算によると、34業種110社）。

² 2014年から大規模早期提出会社（株式時価総額7億ドル以上）、2015年から早期提出会社（株式時価総額7,500万ドル以上）、2016年からその他公開企業。

要素の一つとして、IFRS の内容が受け入れ可能であることを挙げ、より具体的には、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）が目下共同で進めている次の 9 つの MOU（Memorandum of Understanding）プロジェクトの達成度³を見極めることとしているからである。

2008 年 9 月 11 日に IASB と FASB から公表された最新 MOU 項目

（→以下は、プロジェクトの現況）

1. 収益認識→顧客対価アプローチ
2. 公正価値測定→FAS 第 157 号の考え方を採用
3. 連結方針→支配概念に基づく連結範囲の決定
4. 認識の中止→金融安定化フォーラムの要請を受け、IAS 第 39 号の規定をより明確化
5. 財務諸表の表示→当期利益の表示、リサイクリングは残る
6. 退職後給付→数理計算上の差異の即時認識
7. リース→ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分を廃止
8. 金融商品→ヘッジ会計の簡素化や測定のための区分の見直し
9. 資本と負債の区分→基本的所有アプローチを採用する方向

「収益認識プロジェクト」と「財務諸表の表示プロジェクト」は、これら 9 つの MOU 項目のなかでも IASB と FASB が最重要課題として長い間取り組んできたプロジェクトであり、またそれだけに難しい論点が数多く含まれている。そして、公表された DP の内容は、一見すると現在の実務に大きな変更を伴うようには見えないものであっても、将来の世界の会計基準の姿を一変させる可能性を秘めている。

これまでの会計の歴史は、しばしば漸進的（evolutional）な歩みと表現されることがある。少なくともこれまでは、コストベネフィットを勘案しながら既存の会計システムに改良を加える形で、会計のデザインに漸進的な改良が加えられてきた。したがって、会計基準の変遷の背景には、常に経済社会のニーズを観察することができた。しかし今回の DP で提案されているモデルは、この会計の歴史に革新的（revolutionary）な変化をもたらす可能性がある。いわば白地に新しく会計システムをデザインする趣があるからである。したがって、そのために払わなければならない社会的なコストは少なくない。企業が払うコストは、いずれ投資家が負担することになる。

ここで取り上げる 2 つの DP において提案されているモデルには、それを補って余りあるベネフィットと理論的な必然性があるのか、それを判断することが我々に求められている

³ 金融商品プロジェクト以外は、原則として 2010 年 6 月までの基準公表を目指している。

のである。

本解説書は、合計 300 頁近い両 DP (167 頁と 118 頁) の内容をできるだけコンパクトに理解できるように工夫されている。さらに、この 2 つのプロジェクトの沿革を辿りながら、DP に示されている提案の歴史的な位置づけを明らかにするよう試みている。今後この 2 つの DP に寄せられる市場関係者からのコメントが、将来の世界の会計基準の帰趨を左右するといっても過言ではない。本書が、市場関係者からの有益なコメントの発信に役に立つことを願っている。

第 2 章 財務諸表の表示プロジェクト

1 財務諸表の表示 DP の概要

まず財務諸表の表示 DP に即して、IASB と FASB の提案の内容を概観しておこう⁴。ちなみに、財務諸表の表示 DP の構成は以下のようになっている。

第 1 章 序論と範囲

第 2 章 財務諸表の表示の目的と原則

第 3 章 目的と原則が各財務諸表に及ぼす影響

第 4 章 財務諸表の注記

附録 A 例示

附録 B 調整表—追加例と検討した代替案

(1) 提案の目的

これまでの財務諸表の表示形式では、あまりにも多くの代替的な表示が容認され、財務諸表の情報が高度に合算されて首尾一貫性に欠ける形で表示されてきた結果として、財務諸表と企業の財務業績の関係を十分に理解することが困難になっている。そのため、財務諸表の統一的な様式を開発する必要がある。この DP において提案されているモデルは、企業の統合された（一体性のある *cohesive*）財務的全体像を明確に伝達するような方法で体系づけられた詳細な情報を提供することを企業に要求することにより、企業の財務諸表をより有用なものとするために考案されている。（S1-S2）

DP において提案されている表示モデルは、次の 3 つの目的を基礎において開発されている。（S3）

(a) 企業の活動に関する一体性のある（cohesive）財務的全体像を表現する。

一体性のある財務的全体像とは、財務諸表間の項目の関係が明確であり、企業の財務

⁴ この節は、DP の「要約（Summary）」pp.13-18 及び本文を参考に、訳出加工したものである。各文章の末尾の記号は、DP の該当パラグラフ番号を示している。

諸表が、可能な限り相互に補完し合っていることを意味する。

- (b) 企業の将来キャッシュ・フローを予測する上で有用となるように、情報を分解する。
将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性の評価のような目的を意図する財務諸表分析においては、合理的に同質的な項目のグループに分解されている財務情報を必要とする。項目が経済的に異なっている場合には、利用者は将来キャッシュ・フローを予測するにあたり、それを異なる形で考慮しようとする。
- (c) 利用者が企業の流動性及び財務的弾力性を評価するのに役立つ。

企業の流動性 (liquidity) に関する情報は、企業が期限の到来した財務的コミットメントを履行する能力を利用者が評価するのに役立つ。財務的弾力性 (financial flexibility) に関する情報は、企業が事業機会に投資したり不測のニーズに対応したりする能力を利用者が評価するのに役立つ。

(2) 提案されている財務諸表の様式⁵

提案されている表示モデルでは、企業が価値を創造する方法（事業活動 business activities）に関する情報を、それらの事業活動のために資金を提供したり資金を調達したりする方法（財務活動 financing activities）に関する情報とは区別して、次のように表示することが要求されている。（S4）

- (a) 企業は、事業活動に関する情報をさらに区分して、営業活動 (operating activities) に関する情報と投資活動 (investing activities) に関する情報に分けて表示しなければならない。
- (b) 企業は、事業活動の資金調達 (financing) に関する情報を、資金調達の源泉により区分して表示しなければならない。特に、非所有者を源泉とする資金調達（及び関連する変動）に関する情報と、所有者を源泉とする資金調達（及び関連する変動）に関する情報とは区分して表示しなければならない。
- (c) 企業は、廃止事業 (discontinued operations) に関する情報を継続的な事業活動及び財務活動とは区分して表示しなければならない。
- (d) 企業は、財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書において、法人所得税に関する情報を他のすべての情報とは区分して表示しなければならない。包括利益計算書においては、企業は以下に関連する法人所得税費用（または効果）に関する情報を区分して表示しなければならない。
 - (i) 継続事業からの利益（事業活動及び財務活動からの損益の合計）
 - (ii) 廃止事業

⁵ 2007年に改定されたIAS第1号においては、従来の貸借対照表や損益計算書という財務諸表の名称に代えて次のような名称を用いることが推奨されている。貸借対照表→財政状態計算書 (Statement of Financial Position)、損益計算書→包括利益計算書 (Comprehensive Income Statement)。

(iii) その他の包括利益（OCI）項目

次の表は、DPにおいて提案されている財務諸表の分類スキームの例示である（セクションの名称は**太字**になっている。セクション内で要求されるカテゴリーは、箇条書きで示されている）⁶。企業は、各計算書で同じ順序を用いる限りは、この例示と異なる順序でセクション及びセクション内のカテゴリーを表示することができる。各セクション及びセクション内のカテゴリーには小計がある。包括利益計算書には、純利益の小計及び包括利益の合計も含まれている。所有者持分変動計算書は、その他の財務諸表で用いられるセクションとカテゴリーを含んでいないため、この表には含まれていない。（S5）

財政状態計算書	包括利益計算書	キャッシュ・フロー計算書
事業 ・営業資産及び負債 ・投資資産及び負債	事業 ・営業収益及び費用 ・投資収益及び費用	事業 ・営業キャッシュ・フロー ・投資キャッシュ・フロー
財務 ・財務資産 ・財務負債	財務 ・財務資産収益 ・財務負債費用	財務 ・財務資産キャッシュ・フロー ・財務負債キャッシュ・フロー
法人所得税	継続事業（事業及び財務）に係る 法人所得税	法人所得税
廃止事業	廃止事業 （税引後）	廃止事業
	その他の包括利益 （税引後）	
所有者持分		所有者持分

(3) 分類指針

分類スキームを用いて財務諸表を作成するためには、企業は最初に、資産と負債を財政状態計算書のセクションとカテゴリーに分類しなければならない。その分類によって、包括利益計算書とキャッシュ・フロー計算書における分類が決まる。分類は、資産または負債が企業内でどのように使用されているかということと整合的なものにする必要があり、また企業が自らの活動を捉えている方法と整合的なものにする必要がある。

複数の報告セグメントを有する企業は、各報告セグメントにおいてそれがどのように使用されるのかということに即して各項目を分類しなければならない。このアプローチにより、経営者はその事業の独特な側面（unique aspects）を財務諸表の利用者に伝達することができる。分類の決定権は経営者に与えられ、分類の根拠は、財務諸表の注記において、会計方針の説明の一部として表示されることになる。両審議会（IASBとFASB）は、規範的アプローチよりもマネジメント・アプローチを支持している。両審議会はマネジメント・アプローチのほうが、結果的に経営者が事業とその資源をどのように見て管理しているかを反映するような財務諸表になると信じているからである。（S6）

⁶ DPに掲載されているより詳細な例示については、巻末に掲げた参考資料（DPの付録）を参照。

(4) 一体性のある財務諸表の表示

一体性のある一組の財務諸表を表示するためには、企業は、財政状態計算書、包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書において、各項目の行、その説明及び情報の表示の順序を揃える必要がある。実務上可能な範囲で、企業は各項目を各計算書において同じように分解、分類、及び合計しなければならない。そうすることによって、個別の資産、負債、収益、費用及びキャッシュ・フローの各項目間の行レベルでの一体性のある関係 (cohesive relationship) を表示されることになる。(S7)

(5) 各財務諸表の変化

以上のような変更の結果として、各財務諸表は次のように変化することになる。

①財政状態計算書

前掲の表に例示されているように、財政状態計算書は、現在のような資産、負債、資本の区分ではなく、主な活動（営業活動、投資活動及び財務活動）ごとにグルーピングされる。事業及び財務セクションにおける資産及び負債の表示は、経営者がその事業及び財務活動で使用する正味の資産を明確に伝達することになる。包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書における事業活動と財務活動の区分に対応するようなこの表示の変更によって、利用者は、企業の事業活動又は財務活動に関する主要な財務指標を今より容易に計算することができるようになるだろう。(S8)

企業が、資産と負債を流動性の順に表示するほうがより目的適合的な情報を提供すると考える場合を除き、資産と負債は短期と長期のサブカテゴリーに区分される。資産合計と負債合計、そして短期及び長期の資産及び負債の小計は、財政状態計算書または財務諸表の注記で表示される。(S9)

②包括利益計算書

提案されている表示モデルでは、企業に現在認められている、収益及び費用の構成要素を損益計算書と包括利益計算書とに表示する選択肢（2 計算書アプローチ）や、その他の包括利益に関する情報を所有者持分変動計算書で表示する選択肢（米国会計基準のみ）は削除される。すべての企業は、その他の包括利益項目を独立のセクションに表示する単一の包括利益計算書を表示することになる。この計算書には、当期の純利益の小計及び包括利益の合計が含まれる。包括利益計算書には、その他の財務諸表で使用されるのと同じセクションとカテゴリーが表示されるので、現在、損益計算書又は包括利益計算書で表示されているよりも多くの小計が含まれることになる。これらの小計が追加されることにより、財務諸表にまたがる影響額の比較が可能になる。例えば、利用者は、営業資産及び負債の変動により営業利益及びキャッシュ・フローがどのように創出されるのかを評価すること

が可能になる。(S10)

両審議会が提案している表示モデルのもう 1 つの重要な側面は、その表示により、将来キャッシュ・フローを予測するに当たって情報の有用性が高まる場合には、企業は各行の項目を分解しなければならないということである。収益及び費用項目を営業、投資及び財務の各カテゴリーに分類する以外にも、企業はそのカテゴリー内で、その機能に基づいて項目を分解する必要がある。その分解が、利用者が企業の将来キャッシュ・フローを予測するうえで役立つ場合には、企業はまた、各機能別分類内でさらに性質に応じて収益及び費用項目を分解しなければならない。(S11)

- ・ **機能**とは、商品の販売、サービスの提供、製造、広告、マーケティング、事業開発または管理など、企業が従事する主要な活動をいう。
- ・ **性質**とは、類似する経済事象に対して同じように反応しない資産、負債、収益及び費用の項目を区分する経済的特性または属性をいう。性質による分解の例としては、売上を卸売上や小売上に分解することや、売上原価合計を材料費、労務費、運送費及び光熱費に分解することなどがある。

③キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書では、企業は、大半の企業が現在行っているような、純利益を正味営業キャッシュ・フローに調整する（間接法）ではなく、顧客から回収された現金や、棚卸資産を取得するために仕入先に支払う現金など、営業活動に関する現金収支の主なカテゴリー別に区分して（直接法で）表示しなければならない。両審議会は、直接法のほうが、間接法よりも財務諸表の表示に関して提案されている目的に、より整合すると考えている。営業カテゴリーにおける入金及び支払項目を表示することで、キャッシュ・フローのより有用な分解情報が提供される。さらに、直接法による表示は、営業資産と負債、及び営業収益と費用に関する情報を営業活動による現金収支に関連付けるのに役立つ。(S12)

④新しい調整表

提案されている表示モデルには、キャッシュ・フローを包括利益に調整する新しい明細表（財務諸表の注記に含まれる）が含まれている。この調整表では、収益が現金、再測定以外の発生項目（accruals）⁷及び再測定の構成要素（例えば公正価値の変動）に分解される。こうした構成要素は、しばしば利用者が将来キャッシュ・フローを予測し、稼得利益の質を評価する場合にどのように役立つかが異なるため、利用者は、これらの構成要素を

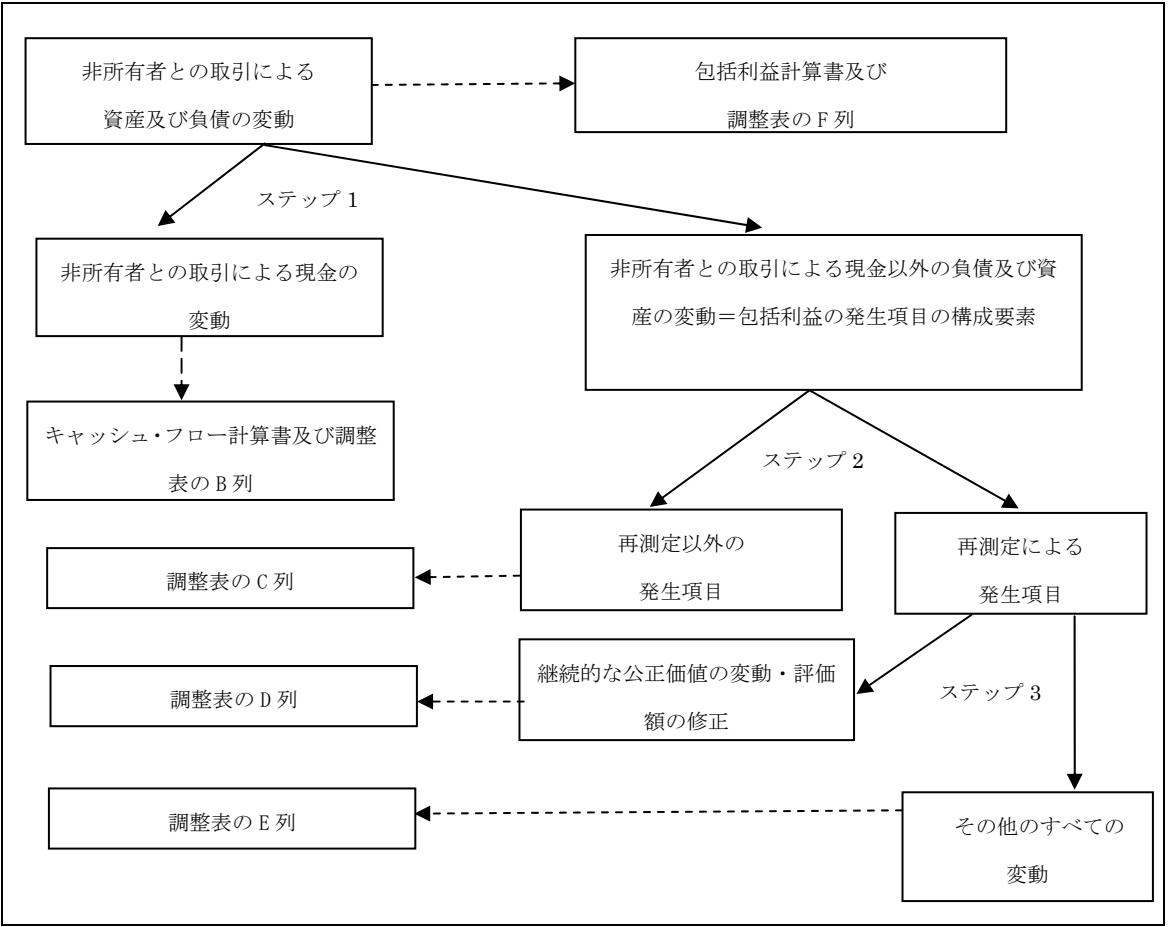
⁷ アクルアルズ（accruals）は、通常、発生項目あるいは発生高と訳されているが、ここでは発生項目という訳語を用いた。発生項目は、次のように定義されるのが一般的である。キャッシュ・フロー＝利益±発生項目。つまり、発生項目とは、利益とキャッシュ・フローの差額をさす。

個別に分析することになる。(S13、4.45)

包括利益へのキャッシュ・フローの調整表						
所有者との取引を除く、資産及び負債の変動						
再測定以外			再測定			
現金構成要素		発生項目の構成要素				
A	B	C	D	E	F	G
キャッシュ・フロー計算書における行項目	キャッシュ・フロー	発生項目、配分、その他	継続的な公正価値の変動・評価額の修正	その他	包括利益 (B+C+D+E)	包括利益計算書における行項目

企業が上図の 7 列の調整表を作成する際に包括利益を分解する原則及び関連する項の適用指針は、次フローチャートに示されている。(4.45)

図表 A



調整表の A 列には、キャッシュ・フロー計算書の事業、財務、法人所得税及び廃止事業の各セクションにおける行項目の名称が含まれる。B 列は、包括利益を現金の構成要素と発生項目 (accruals) の構成要素に分解することによる現金構成要素 (図表 A のステップ 1

における「非所有者との取引による現金の変動」)を表す。

C-E 列には、包括利益における発生項目の 3 つの構成要素が含まれている。C 列には、「再測定による発生項目」とは区別される「再測定以外の発生項目」⁸が含まれる(図表 A のステップ 2 参照)。D 列には、「継続的な公正価値の変動・評価額の修正」が含まれ、E 列には再測定による「その他のすべての変動」が含まれる(図表 A のステップ 3 参照)。したがって D 列には、各期末での時価(FASB の場合には公正価値、IASB の場合には現在価値)による資産及び負債の再測定の影響額が含まれる⁹。E 列には、のれん及び棚卸資産の減損、為替換算調整勘定、売却目的に区分されている資産に関する利得または損失を含む、再測定によるその他すべての変動が含まれる。

F 列には、包括利益計算書で表示されている金額が含まれ、B、C、D 及び E 列の合計が示される。調整表は G 列、すなわち包括利益計算書における事業、財務、法人所得税、廃止事業及びその他の包括利益の各セクションの行項目の名称で終了する。このように、調整表は包括利益を分解することに焦点を置いているが、キャッシュ・フロー計算書から始まっている。キャッシュ・フロー計算書から包括利益計算書に調整する方が(逆の順序で調整するよりも)理解しやすく、したがって将来キャッシュ・フロー又は収益性の予測を改善する可能性が高いと考えているためである。

(6) 提案に対する質問事項

以上のような内容の提案に対し、DP では次のような 27 の質問が設定されている。

- ① 提案されている財務諸表の表示の 3 つの目的は、企業の財務諸表で提供されている情報の有用性を改善し、利用者が資本提供者の立場でより良い意思決定を行うのに役立つことになるか。
- ② 事業活動と財務活動の区分は、現在用いられている財務諸表様式で提供されるよりも意思決定に有用な情報を提供することになるか。
- ③ 所有者持分は、財務セクションから区分されたセクションとして表示されなければならないか、又は財務セクションのカテゴリーとしてその中に含められなければならないか。
- ④ 独立したセクションで廃止事業を表示することは、意思決定に有用な情報を提供するか。
- ⑤ マネジメント・アプローチは、財務諸表の利用者に対して、最も有用な企業の概観

⁸ 具体的には、①発生項目(棚卸資産の仕入・製造、売掛金及び買掛金の計上、現金収支に対応した売掛金及び買掛金の減少)、②規則的な配分(例えば、減価償却、償却、増価及び減耗)、③(現金や所有者との取引以外から生じる)その他のすべての再測定によらない負債及び資産の変動(例えば、長期資産の購入又は処分)。

⁹ 例えば、売買目的有価証券またはディリパティブの価値の変動、公正価値オプションの選択肢を用いた金融資産又は金融負債の公正価値の変動、IAS 第 16 号で認められている有形固定資産の再評価に関する利得又は損失が含まれる。なおこの列において、SFAS 第 157 号「公正価値測定」における測定レベル(1、2 又は 3)別にさらに分解すべきか否かが検討されたが、それは不要という結論に至ったとされている。

(useful view) を提供するか。このアプローチの利点は、その結果失われる潜在的な比較可能性の減少に優るか。

- ⑥ 資産と負債の両方を財政状態計算書の事業セクション及び財務セクションで表示すること、また包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書における事業活動及び財務活動の区分とが一体となって、企業の事業活動又は財務活動に関する主要な財務比率を利用者が計算することがより容易になるか。
- ⑦ 企業レベルの代わりに、報告セグメントレベルで資産及び負債（及び関連する変動）を分類することは有用か。
- ⑧ 提案されている分類スキームの結果として、既存のセグメント開示要求に対する必然的な改訂を検討する必要がある。提案されている表示モデルの観点でセグメント情報をより有用とするために、もしあれば、セグメント開示のどのような変更を検討しなければならないか。
- ⑨ 事業セクション及び当該セクション内の営業カテゴリーと投資カテゴリーは適切に定義されているか。
- ⑩ 財務セクション及び当該セクション内の財務資産と財務負債カテゴリーは適切に定義されているか。
- ⑪ 流動性の順に資産及び負債を表示することによって、より目的適合的な情報が提供される場合には、通常の区分による財政状態計算書（資産及び負債の短期及び長期の小カテゴリー）を表示しなくてもよいが、それに該当するのはどのような企業か。
- ⑫ 現金同等物は、現金の一部ではなく、他の短期投資と同様に表示され、分類されなければならないことに同意するか。
- ⑬ 類似する資産及び負債でも、異なる基礎（different bases）で測定されている場合には財政状態計算書の別の行で表示することは、意思決定により有用な情報を提供するか。
- ⑭ この提案のように、企業は単一の包括利益計算書で包括利益及びその構成要素を表示する必要があるか。
- ⑮ （為替換算調整勘定を除き）その他の包括利益の各項目が関連しているカテゴリーを示す情報は意思決定に有用か。
- ⑯ 将来キャッシュ・フローの予測に関する情報の有用性が高まる場合には、機能別、性質別またはその両方により、収益、費用、利得及び損失を包括利益計算書の各セクション及びカテゴリー内でさらに分解することが提案されているが、このことにより、利用者の意思決定に有用な情報が提供されるか。
- ⑰ この提案では、既存の会計基準に従って、包括利益計算書内で法人所得税を配分し表示しなければならないことが提案されているが、そうでないとする、企業はどのセクション及びカテゴリーに法人所得税を配分すべきか。
- ⑱ 外貨建取引による損益（機能通貨への再測定から生じる正味損益の構成要素を含む）

を、当該損益を生じさせた資産と同じセクション及びカテゴリーに表示することにより、意思決定に有用な情報が提供されることになるか。

⑱ 営業キャッシュ・フローの表示に関する直接法は

- (a) 意思決定に有用な情報を提供するか。
- (b) 間接法に比べ、提案されている「一体性」と「分解」目的に、より整合するか。
- (c) 営業キャッシュ・フローを表示するために現在の間接法で提供されている情報は、提案されている調整表で提供されうるか。

⑳ 1 回限りの適用費用と継続的な適用費用とを区別すると、直接法を用いることに関連してどれだけの費用を考慮しなければならないか。営業収入及び営業支出を表示するベネフィットを減らすことなく、これらの費用をどのように減らすことができるか。

- ・ 一体性を達成するため、バスケット取引¹⁰の影響を包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書における関連するセクション及びカテゴリーに配分することについて支持するか。
- ・ 財政状態計算書において流動性の順に資産及び負債を表示する企業は、財務諸表の注記で、短期契約資産及び負債の満期日に関する情報を開示する必要があるか。
- ・ 財務諸表の注記における、キャッシュ・フローを包括利益に調整して、包括利益を4つの構成要素に分解する表(調整表)によって、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性について利用者の理解が深まるか。
- ・ 将来のプロジェクトで公正価値の変動のさらなる分解を取扱うべきか。
- ・ 例えば、財政状態調整計算書及び包括利益マトリックス計算書のような、財務諸表の情報を分解する他の代替的な調整様式を検討すべきか。例えば、キャッシュ・フローよりも資産及び負債を主に管理する企業(例えば、金融サービス業のような企業)は、提案されているようなキャッシュ・フローから包括利益に調整する様式ではなく、附録Bに示されているような財政状態調整計算書様式を用いることを求めることを検討する必要があるか。
- ・ FASBの予備的見解では、しばしば稼得利益報告書において特別項目として表示されるような、経営者が非経常的または低頻度の事象または取引について利用者の注意を喚起するための方法を、調整表の備忘列が提供し得るとしているが、この情報は、資本提供者という立場の利用者の意思決定に有用か。(IASBは、非経常的又は低頻度の事象又は取引に関する情報を調整表に含めることに賛同していない。)
- ・ FASBに固有の質問(省略)。

¹⁰ 複数のセクションあるいはカテゴリーにまたがる単一の取引。例えば、100%の株式投資によって子会社の様々な資産や負債を取得する場合など。

2 財務諸表の表示プロジェクトに関する背景説明

前節でみてきたように、DPにおいて提案されている財務諸表の表示モデルが採用されると、現在の実務に定着している財務諸表の表示様式はドラスティックに変化することになる。しかしそれでも、2001年のプロジェクト発足当初にIASBから提案されていた純粋に理論的な業績報告モデルと比較すると、今回の提案はいくぶん現実的なものになっている。今回の提案では業績報告書（包括利益計算書）だけではなく、財務諸表全体の様式の一体性（cohesiveness）に議論の焦点が当てられているため、IASBが提唱してきた業績報告の理論モデルの特徴は表面的には薄まっている。

しかしIASBは純粋理論モデルの発想を取り下げているわけではないから、DPにおける提案モデルを検討する際には、その点についても留意する必要がある。今回の提案では、純利益の表示とリサイクリングが容認されているが、将来的にはそれらを禁止することが望ましいと考えられているとされている。次に、このプロジェクトのこれまでの沿革を振り返ることによって、今回のDP提案に内包されている論点を明らかにしておこう。

(1) 財務諸表プロジェクトの沿革

①業績報告プロジェクトから包括利益プロジェクトへ

「財務諸表の表示」プロジェクトは、IASBが2001年の発足直後に開始した4つのコンバージェンス・プロジェクト¹¹の一つであった「業績報告」プロジェクトの名称が変更されて今日に至っているものである。業績報告プロジェクトは、当初イギリスの会計基準審議会（ASB）とのパートナーシップのもとで進められ、業績報告の様式を世界的に統一することを目標に掲げてスタートした。しかし議論の過程で、「業績」とは何かということが論争的になり、また、この問題は資産や負債の評価の問題とも密接不可分に結びついていることが明らかになったため、審議スケジュールの大幅な見直しとともに、内容の再検討を余儀なくされることになった。特にIASBの当初提案は、これまでの業績報告の考え方とは本質的に異なる発想に基づいてデザインされていたから、その点に対しても批判が集中した。

IASBは2003年に、議論の開始から2年を経ても具体的な成果を出せないプロジェクトに対するサンセット・レビュー・ルールを導入したが、このプロジェクトはその最初の適用例になった。しかしIASBのボードメンバーを中心に2003年6月に行われたサンセット・レビューの結果、同年10月にはこのプロジェクトの続行が決まった。

ただし2003年10月からは、プロジェクトのパートナーがイギリスのASBからアメリカのFASBに変更され、さらに業績報告プロジェクトというプロジェクトの名称が「包括利益の報告」

¹¹ コンバージェンス・プロジェクトに関しては、IASB発足当初のリエゾン国（日、米、英、加、独、仏、豪・ニュージーランド）は基本的にIASBが公表する基準をそのまま受け入れることが期待されていた。

プロジェクトと改称された。つまり、業績とは何かという厄介な問いかけを避ける一方で、業績とは包括利益であるということが所与とされたうえで、その報告の様式に問題が限定されて議論を進められるように方向転換されることになった。そして「包括利益計算書」と名称変更された業績報告書においては、純利益を含むいかなる小計額の表示も禁止され、包括利益を業績報告のボトムラインとすること、その構成要素を可能な限り区分して示すことを骨子とする提案がなされていたが、いずれも合意が得られなかったため、結局、従来の業績報告の形式を大幅に変更しない形の現行の改定 IAS 第 1 号「財務諸表の表示」が 2007 年 9 月に公表され、ひとまずその第 1 ステージの幕が閉じられた。

②包括利益プロジェクトから財務諸表の表示プロジェクトへ

周知のように、この現行 IAS 第 1 号における業績報告計算書（包括利益計算書）の内容は、現行の米国財務会計基準（FAS）第 130 号の内容と基本的に大きな違いはない。また、日本の損益計算書とも基本的な構造は共通している。その最も大きな特徴は、①リサイクリングの許容、②純利益の表示の 2 点であると言える。したがって、この段階では、FASB からは改めて新しい基準は公表されなかった。現段階では業績報告様式に関する改定 IAS 第 1 号ならびに FAS 第 130 号、そして日本の現行基準は、いずれも基本的な枠組みにおいて一致している。

改定 IAS 第 1 号を公表する過程で、このプロジェクトの名称は「財務諸表の表示」プロジェクトに変更され、議論の対象が「報告様式」に限定されたうえで、「業績とは何か」という本質的な問題には立ち入らないことが確認されている。また一方では、検討の対象が業績報告だけではなく貸借対照表（財政状態計算書）及びキャッシュ・フロー計算書を含む財務諸表全般に広がっている¹²。IASB と FASB は、その後このプロジェクトの第 2 ステージを進め、今回の DP の公表にいたっているが、ここでも業績報告書である包括利益計算書においては当面はこの 2 つの特徴は残す案が提案されている。ただし、その他の包括利益（OCI）が明確に業績に含まれることを示すために、OCI を包括利益計算書の中の一セクションとして示す一計算書アプローチだけに限定することが提案されている。また IASB と FASB の間では、2011 年以降に予定されている第 3 ステージにおいて、この 2 つの特徴（純利益の表示とリサイクリング）を見直すことも合意されている。

¹² その意味で、業績とは何かをめぐる議論の表舞台はいまや後で取り上げる「収益認識プロジェクト」に移っていると言える。

(2) 検討すべき論点

① 包括利益の 2 つの報告形式¹³

このように、今回の提案では必ずしも主要な論点にはなっていないが、今回の DP の意味を正確に把握するためには、業績報告をめぐるこれまで続いてきた論争を再確認しておく必要がある。そもそも財務諸表の表示プロジェクトは、業績報告のあり方をめぐる問題意識から出発したものであるからである。今回の提案でも、包括利益計算書を一計算書方式に限定している点にその決意が表れている。

なにを企業業績（利益）の測定に際しての中心的な概念とみるのかをめぐっては、現在、収益費用アプローチと資産負債アプローチという 2 つの見解¹⁴が並存している。また、この両者を相互補完的な関係とみる立場と相互排他的な関係とみる立場が並存している。そのため、同じ包括利益という用語を使いながら、実はその報告形式に関しても、目下、2 つの異なる見解が対立している。今回の DP ではこの点に関する結論は先送りされて、当面、両方の立場から包括利益計算書を作成する余地が残されている。つまり、リサイクリングを行うタイプの包括利益計算書と行わないタイプの包括利益計算書が併存する形になっている。

(a) IASB の当初提案

このように、同じ包括利益計算書であっても、そこには大きく異なる 2 つの考え方が併存している。その 1 つは、2001 年に国際会計基準審議会（IASB）から提案された下の図のような業績報告形式に代表される見解である。この提案をめぐっては、2001 年の公表直後から世界的な論争が続いているが、現在に至ってもまだ論争の決着はついていない。今回の提案でも、純利益の表示とリサイクリングが認められているのは、そのためである。下の図に示されている IASB の当初提案においては、包括利益は保有する資産と負債の再測定（再評価）に起因する部分（再測定差額）とそれ以外（再測定前利益）に区分され、その各々が営業活動に基づく部分と財務活動に基づく部分に区分されていた。

IASB 提案の基本構造

	合 計	再測定前利益	再測定差額
営業（operating）	XX	X	X
財務（financing）	XX	X	X
税（tax）	X		
包括利益	XXX		

この提案によれば、資産と負債の再測定によって一旦認識された「再測定差額（評価差額）」は、直ちにその期の業績として確定する。したがって、その後の実現時に再測定前利益に振

¹³ このセクションは、辻山栄子「2 つの包括利益」『会計・監査ジャーナル』第 628 号（2007 年 11 月）の「3. 包括利益の 2 つの報告形式」に加筆修正したものである。

¹⁴ 前者は収益費用観あるいは P/L アプローチ、後者は資産負債観あるいは B/S アプローチとも言われる。

替えることは禁じられている。例えば、ある期に固定資産を再評価したとしよう¹⁵。その場合には、再評価差額は再評価した期の業績として図の一番右上の列に表示される。仮に、その後にその資産を売却した場合には、再評価後の帳簿価額と売却価額との差額だけが売却損益になる。また仮に、その後にその資産を使用し続けた場合には、その後の減価償却費の計算には再評価後の帳簿価額が用いられる。したがって、図における再測定前利益は、再測定差額を分離した包括利益の部分集合になり、従来方式の純利益とは異なる金額になる。つまり従来方式の純利益をこの業績報告書から読み取ることはできない。

IASB は、「純利益」に限らずいかなる単一の金額も企業の業績指標としては不完全であり、また単一の金額に加工する過程で歪曲（distortion）される可能性があるため、資本取引を除く資産と負債の毎期の変動をそのまま業績として表示し、その構成要素を分類して示すことこそが正しい業績報告の姿であると、その提案理由を説明している。この考え方が、いわゆる資産負債アプローチに基づく業績報告といわれるものである。

(b) 現行の業績報告方式

上でみたように、第1の包括利益の報告形式においては、純利益は報告されない。それに対し、改定 IAS 第1号をはじめとする世界の現行基準においては、包括利益の報告と純利益の報告を両立させるような業績報告の形式が採用されている¹⁶。つまり企業の業績（純利益）はあくまでも収益と費用の対応に基づいて計算される一方、評価差額を純利益に含めることが妥当でないものであっても、期末時点で時価に情報価値が認められる資産と負債については、時価で評価することが可能となっている。つまり純利益の計算に関する限り基本的に収益費用アプローチを維持しつつ、必ずしも時価評価差額を純利益には算入しない場合でも、貸借対照表上は資産や負債の時価評価を取り入れる方式が採用されている。

日本の現行基準において「純資産の部」に株主資本と区分して表示されている評価・換算差額等の各項目の期中変動額は、当期の包括利益の構成要素になるが、その時点ではまだ当期に実現した業績とは考えられていない。そのため当期純利益には含めずに評価・換算差額等として貸借対照表の純資産に直入されている。そしてそれらが実現したとき、つまり業績として当期純利益に算入されるべき時期が到来したときには、評価換算差額からいったん減額して純利益に振り替えることとされている。

例えばその他有価証券は、保有中でも每期時価評価されるが、その評価差額は貸借対照表の貸方の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として表示して、純利益には含めない¹⁷。実際に売却されると、取得原価と売却価額との差額のすべてを売却損益として純利益に含めたうえで、過年度までに計上した評価差額との二重計上を避けるため、それに対応する

¹⁵ 現行の IAS 第16号では、事業用の固定資産を再評価することも認められている。

¹⁶ 改定 IAS 第1号においては、リサイクリングは強制されていないため、第1の包括利益計算書を作成することも可能である。

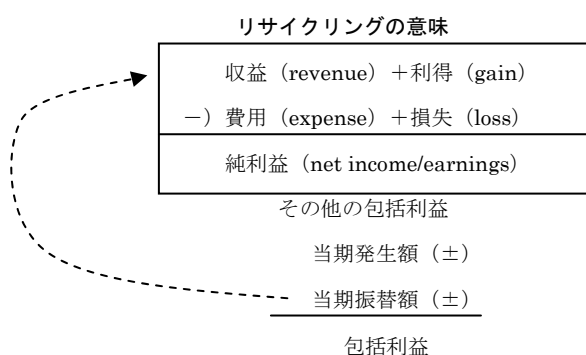
¹⁷ 評価損だけを業績に含めることは認められている。

過年度までの評価差額累計額を純資産の部の評価・換算差額等から控除する。この評価換算差額等から純利益への振替は一般に「リサイクリング」あるいは再分類調整と呼ばれている。

(c) リサイクリングの意義

このリサイクリングを通じて、毎期の資産と負債の正味差額としての純資産の期間変動額（つまり包括利益）の報告と、企業活動のフロー（収益と費用）に着目した従来型の純利益の報告がともに可能になっている。またリサイクリングを通じて、資産の取得原価と売却価額との差額は必ず一度は純利益に含められることになるから、全期間を通算すると、包括利益と純利益の総額は完全に一致する¹⁸。その意味では、純利益と包括利益の違いは、業績としての認識のタイミングの違いに過ぎないということになる。なぜなら純利益は、企業の財やサービスの流れ（フロー）に着目してキャッシュ・フローを配分しなおした利益概念であり、包括利益は、企業の資産や負債の評価に着目した利益概念であるが、企業が保有する資産や負債をどのように測定しようとも、企業の経済活動の全期間を通算した「現金から現金へ（cash to cash）」の測定値には影響を与えないからである。たとえば保有資産の再評価益をある期の利益に算入すると、その後の利益計算上の費用がその額だけ増加するから、2期間を通算した利益の額は、評価益を計上しなかった場合と変わらない。

現行の米国基準（FAS 第 130 号）においては、日本の現行基準における評価・換算差額等の期中変動額に相当する額が OCI と呼ばれているが、米国基準においても、OCI 項目が実現等によって純利益に算入されるべき時期が到来すると、リサイクルされて純利益に算入されるから、純利益と包括利益の基本的な関係は日本の基準と同じである。



(d) 2つの包括利益

このように、同じ「包括利益の報告」であっても、2つの報告形式では包括利益の意味は本質的に異なったものになっている。両者を単純化して示すと次のようになる。

① 包括利益＝純利益＋その他の包括利益

② 包括利益＝再評価前利益＋再評価差額

¹⁸ 純利益と包括利益の関係は、連結上では、「純利益＋少数株主持分」と包括利益の関係として論じる必要があるが、ここでは、便宜的に個別財務諸表を念頭においている。ただしいずれにしても、両者の本質的な関係は変わらない。

①式は世界的な現行基準、②式は IASB と FASB が目指そうとしている将来的な包括利益の報告形式を示している。①式の第 1 項と第 2 項は、利益の認識のタイミングの差による区分であるから、第 2 項 (OCI) はいずれ第 1 項に繰り入れられ、第 1 項の純利益の総計と包括利益の総計は最終的には一致する¹⁹。それに対し②式の第 1 項と第 2 項は、利益の種類による区分であるから、再評価前利益の総額はあくまでも包括利益の総額の部分集合にすぎない²⁰。

等しく包括利益の報告といっても、業績そのものはフローの配分に基づいて捉えている現行報告形式と、業績そのものをストックの評価に基づいて捉えようとする報告形式は、似て非なるものである。その意味では、現行の FASB と IASB 方式 (FAS 第 130 号ならびに改定 IAS 第 1 号) と日本方式は、①式の意味での業績報告が想定されているという点で同種の報告様式であるといえるのに対し、IASB と FASB が目指しているのは、②式の意味での包括利益であるという点で、全く異なる包括利益の報告方式である。次章で検討する新しい収益認識モデルの提案においても、この発想は通底していることが分かる。

② キャッシュ・フロー計算書の報告形式

(a) 理論的な側面

上述のように、今回の財務諸表の表示 DP においては業績報告に関しては従来型の方式が許容される代わりに、キャッシュ・フロー計算書が直接法に限定されている点が最も特徴的である。直接法により作成されるキャッシュ・フロー計算書に含まれる情報については、改めて解説する必要はないだろう。直説法によれば、現金の収支情報の全貌をつかむことが可能になる。問題は、それが間接法によるキャッシュ・フロー計算書に比べて、企業の将来キャッシュ・フロー創出能力の予測により有用か否かである。

そこで、そもそも間接法によるキャッシュ・フロー計算書がなぜ求められるようになったのかを再確認しておこう。発生主義会計と呼ばれる近代会計における利益計算システムは、社会経済の変化に対応して現金主義会計に改良が加えられたものである。近代社会においては、設備投資のための現金支出をただちに利益計算上の費用と考えることは合理的ではないと考えられている。そのため、設備の取得原価をその支出時に費用処理する代わりに、減価償却という方法によってその耐用年数の間に配分して費用処理するようになった。同様に、現金収入によって企業の成果 (売上) を捉える代わりに、財やサービスの提供に着目して企業の成果を捉える見方が一般的になってきた。

その結果、現金収支と利益の間に差異が生じるようになった。企業の将来キャッシュ・フ

¹⁹ ちなみに、伝統的な会計においては、純利益を経由しない時価評価は行われなかったから、①式の OCI が生じる余地はなかった。したがって、包括利益と純利益は常に (毎期) 一致していた。

²⁰ この関係は、人口を大人と子供に分ける場合と、男女に分ける場合の違いに似ている。前者の場合には、子供は (例外はあるが) いずれ大人になるから、全期間を通算した大人の人数と人口総計は原則として一致する。しかし後者の場合には、女性がやがて男性になることはないから、全期間を通算しても男性人口が人口総計に一致することはない。

ローの予測には、企業の当期の現金収支より当期の利益のほうが有用な情報であることは明らかであろう。換言すれば、利益情報はキャッシュ・フローをそのように加工した情報なのである。しかし現金収支と比べ、当期の利益の計算には判断の余地が多く含まれている。その点を補うために提供されるのが、間接法によるキャッシュ・フロー計算書である。この計算書は、企業が公表する損益計算書上の利益と現金収支の差額を説明するための表であり、企業が公表する利益の質²¹を跡付ける表である。

したがって、今回提案されている、分類の区分を他の財務諸表と揃えた形式の直接法によるキャッシュ・フロー計算書の是非を判断する場合には、提案されている直接法によるキャッシュ・フロー計算書が、間接法によるキャッシュ・フロー計算書が従来果たしてきたこの機能を代替できるのか、という点がポイントになる。しかし今回の提案では、それは不可能であると判断されたため、従来は間接法が果たしてきた情報機能を財務諸表の注記に含まれる調整表によって代替させている。つまり直接法によるキャッシュ・フロー計算書が公表されたとしても、間接法によるキャッシュ・フロー計算書の情報機能を代替することはできないと考えられ、注記が求められている。しかし、提案されているキャッシュ・フロー計算書では、営業資産である有形固定資産の取得・売却は営業区分に分類されるから、現行のキャッシュ・フロー計算書とは全く異なる姿になる。したがって直接法によるキャッシュ・フロー計算書には、企業が負担することになる新たな作成コストを上回る新たな便益があるのかという点が判断のポイントになるであろう。

(b) 実務的な側面

日本を含む国際的な会計基準においては、間接法によるキャッシュ・フロー計算書と直接法によるキャッシュ・フロー計算書の選択適用が認められてきた。しかし、実務的には圧倒的多数²²の企業が間接法によるキャッシュ・フロー計算書を公表している。それは実務的な簡便さだけが理由だろうか。連結決算を前提にした場合、果たして提案モデルの実行可能性がどの程度あるのかという点については、十分に検証してみる必要がある²³。

③ 財務諸表の一体性 (cohesiveness) と情報の分解

提案モデルのもう一つの特徴は、財政状態計算書と包括利益計算書、そしてキャッシュ・フロー計算書のセクションとカテゴリーを統一させることである。特に、事業セクションはさらに営業と投資に区分することとされている。そのことによって、つまり一体性を徹底すれば財務報告の目的がより良く果たされることが自明であるかのような提案になっている。しかしそれ自体、よく検討される必要がある。

²¹ 利益の質という表現は様々な意味で使われるが、間接法によるキャッシュ・フロー計算書がしばしば利益の質を表す計算書であると言われる場合には、利益と現金との結びつき、利益の硬度という意味で使われている。

²² 日本ではほぼ 100% (JICPA「決算開示トレンド」)、米国でも 90%以上 (AICPA, *Accounting Trends & Technics*)。

²³ そのため、現在フィールド・テストが行われている。

企業が保有するすべての資産と負債、特に負債を各々のセクションに関連付けて分解することは可能であろうか。また、各セクションの区分をマネジメント・アプローチに委ねることにより、企業間の比較可能性が低下することをどのように考えるのか、ということも判断のポイントになる。

第3章 収益認識プロジェクト

1 収益認識DPの概要

次に、収益認識 DP に即して、収益認識に関する IASB と FASB の提案の内容を概観しておこう²⁴。ちなみに収益認識 DP の構成は以下のようになっている。

第1章 資産と負債の変動に基づく収益認識

第2章 契約に基づく収益認識の原則

第3章 履行義務

第4章 履行義務の充足

第5章 履行義務の測定

第6章 現行実務に対する潜在的な影響

附録 A 例示

附録 B 継続的再測定の代替案

附録 C 本ディスカッション・ペーパーにおいてカバーされていないトピック

(1) 提案の目的

この提案は、収益認識をめぐる米国基準と IFRS における問題点を解決するために、収益認識に関する新しいモデルを開発することを目指したものである。まず、米国基準における収益認識の問題点としては、次の2点が指摘されている。第1に、稼得過程モデル²⁵における、「稼得過程」の曖昧さ（解釈の余地の存在）である。結果として、FASB は収益認識に関して、次々とガイダンスの開発を迫られることになり、開発されたガイダンス間で一貫しない取扱いが生じていると指摘されている。第2に、収益認識のあり方が、概念フレームワーク上の、資産・負債の変動に関わらせた収益認識の定義のあり方と整合的でないという点である。

また IFRS においても収益認識の問題点として次の4つが指摘されている。第1に、商品販売等の収益認識に関して、IAS18 号が対象商品の「支配」の移転のみならず、「所有に

²⁴ この節は DP の「要約 (Summary)」 pp.7-13 及び本文の該当箇所を参考に、訳出加工したものである。各文章の末尾の記号は、DP の該当パラグラフ番号を示している。

²⁵ 企業の収益の稼得過程に着目して収益認識のタイミングを決定する伝統的なモデル。

伴うリスクと経済価値」の移転まで求めている点が、「支配」のみを基礎とした「資産」の定義と矛盾している。第 2 に、複数の財・サービス等の提供を伴う契約（複数要素契約）に関して、収益認識の単位をどのように分解するのかについての、十分な指針が欠如している。第 3 に、例えば建設工事の契約について、それが建設「サービス」の提供契約なのか、それとも建設された「商品」の提供契約なのかを区別するための指針が十分ではない。第 4 に、商品販売等に関して IAS18 号「収益」で示されている収益認識の考え方と、工事契約に関して IAS11 号「工事契約」で示されている収益認識の考え方との間に齟齬がある。つまり IAS11 号による、工事契約に関する進行基準による収益認識は、資産に関する支配やその所有に伴うリスクと経済価値の「移転」に着目したものではなく、契約上の義務を履行する上での企業の「活動」だけに着目したものであるとの理解を前提としたものになっている。(S1-S2, Ch.1)

(2) 提案の範囲

この DP では、顧客との契約に適用される収益認識モデルが提案されている。契約は法的な義務を生み出す複数の関係者間の合意であるが、それは必ずしも書かれたものだけに限らない。この提案モデルからは、いかなる特定の契約も排除されていないが、その潜在的な範囲は非常に広いため、提案モデルやその測定アプローチが、特に次のような契約のための意思決定に有用な情報を提供するかどうかを検討したが、今回の提案ではスコープ外としている。(S10-S11)

- (a) IAS 第 39 号や SFAS 第 133 号の範囲に含まれている金融商品及び非金融商品
- (b) IFRS 第 4 号や SFAS 第 60 号の範囲に含まれている保険契約
- (c) IAS 第 17 号や SFAS 第 13 号に含まれているリース契約

さらに本提案では、契約によらない収益や利得の認識は考慮外としているが、将来的にはそれらについても検討することとしている。例えば、ある企業では (IAS 第 41 号及び AICPA SOP 85-3²⁶に従って) 顧客との契約を結ぶ前に棚卸資産の増加からの収益もしくは利得を認識している。本プロジェクトにおいては、それらの処理方法を変更することは意図していないが、将来的には、それらの増加を収益としてではなく包括利益のその他の構成要素として表示すべきか否かについても検討することとしている。(S12)

(3) 認識

①契約に基づく収益認識の原則

収益は、顧客との契約による企業の正味ポジションの増加に基づいて認識されなければな

²⁶ いずれも農業収益に関する基準。

らない。企業が顧客と契約を締結すると、その契約による権利（対価請求権）と義務（財及びサービスの提供義務）の結びつきによって、契約の正味のポジションが生じる。その正味契約ポジションが契約資産になるのか、契約負債になるのか、あるいはゼロになるのかは、その契約において残された権利と義務の測定値に依存している。提案モデルでは、契約によって生じる義務を企業が充足して履行することによって、契約による権利と義務の差額（正味のポジション）である「契約資産」が増加もしくは「契約負債」が減少（もしくはその組み合わせ）し、その一期間の差額が収益として認識されることになる。（S14-S16）

②履行義務の確認

企業の履行義務は、顧客との契約により（財やサービスのような）資産を顧客に引き渡す約束である。この契約上の約束は明示的な場合もあるし暗示的な場合もある。合意された資産（財やサービス）を顧客に複数時点で引き渡す場合には、企業は履行義務を分けて報告する。履行義務を区分する目的は、企業の収益が、契約期間において顧客に資産が引き渡されるパターンを忠実に表現することを確実にするためである。（S17-S19）

③履行義務の充足

企業は、（財やサービスのような）契約上の約定（promised）資産を顧客に引き渡したときに履行義務を充足し、したがって収益を認識する。この提案では、顧客が契約上の約定資産の支配を獲得したときに企業は約定資産を引き渡したとすることとされている。財の場合には、顧客がその財の支配を獲得して、その財が顧客の資産になったときに企業は履行義務を充足する。典型的には、顧客がその財を物理的に入手したときがそれにあたる。

サービスの場合には、サービスが顧客の資産になったときに、同様に履行義務が充足される。顧客が約束されたサービスを受け取ったときがそれにあたる。ある場合には、そのサービスは顧客の既存の資産の価値を高める。また他の場合には、サービスはすぐに消費され、資産としては認識されない。したがって、企業が契約を履行するために行う活動は、資産が同時に顧客に引き渡される場合にのみ収益として認識されることになる。例えば、顧客のために資産を建設する契約では、建設過程にわたって資産が顧客に引き渡される場合にのみ企業は履行義務を充足する。もし顧客が建設資産を部分的に支配でき、建設に伴ってそれが顧客の資産になるようなケースがそれに該当する。

(4) 測定

契約を認識するためには、企業はその契約の権利と履行義務とを測定する。権利の測定をどのように行うのかについては、DPにおいてまだ明確な見解が示されている訳ではないが、取引価格（例えば約定対価）の金額に基づくことになるだろう。

履行義務の当初測定は取引価額——顧客との約定対価によることが提案されている。契約

が複数の履行義務によって構成されている場合には、その履行義務に内在する財やサービスに相当する個別の販売価額に基づいて取引価額を配分する。その後の履行義務の測定は、財やサービスが顧客に引き渡されて企業の義務が減少する状態を表すものでなければならない。履行義務が充足されると、当初契約の履行義務に即してあらかじめ配分された取引価額が収益として認識される。したがって、企業が契約期間にわたって認識する収益の総額は取引金額と一致する。

当初契約が締結されたあとは、履行義務に関する追加的負担がない限り、履行義務を再測定することはできない。企業が履行義務を充足するための見積原価が履行義務の帳簿価額を超える場合には、履行義務の追加的な負担があるとみなされる。この場合には、履行義務を充足するための企業の見積原価で履行義務が再測定され、契約損失が認識されることになる。

(5) 現在の実務に与える潜在的な影響

多くの契約（特に通常の小売）にとっては、提案されている収益認識モデルが変化をもたらすことはないとされている。しかしある場合には、DPにおける提案モデルを適用することによって現在の実務が変化するかもしれないとされ、次のような例が示されている。

(S28)

(a) 契約に基づく収益認識の原則の適用

企業は、履行義務の充足の結果としての顧客との契約における正味のポジションの増加によって収益を認識することになる。現金回収基準による収益認識や、顧客との契約がない場合の収穫基準による収益認識、顧客に引き渡されていない棚卸資産の価値の増加による収益認識等による収益認識は認められなくなる。工事契約の収益認識は、現在ののような収益認識ではなく、建設に伴い顧客が建設物を支配する場合にのみ収益として認識されることになる。

(b) 履行義務の確認

現在の実務においては、企業はしばしば類似した契約上の条項に対して異なる会計処理を行っている。例えば、保証等の販売後のサービスについては、契約上の引き渡しや構成要素ではなく、引当金等で見積費用を見越し計上する会計処理が行われているが、提案モデルでは、企業はそれらの義務は履行義務として会計処理され、それらが充足されたときに収益が認識されることになる。

(c) 見積額の使用

米国の EITF00-21「複数の製品・サービスを伴う収入取引の会計」や SOP97-2「ソフトウェアの収益認識」等では客観的で信頼できる証拠がなければ事後的な引き渡し物に対する収益の認識は認められないが、提案モデルでは、対象となる資産の単独の販売価格についての客観的で信頼できる証拠がなくても、見積りに基づいて顧客対価をこれらの識別された履行義務に配分し、その単位での収益認識が求められることになる。

(d) 原価の資産計上

現在の実務では、しばしば契約獲得費用を資産化しているが、それは原則として認められなくなる。例えば、契約獲得のために販売員に支払っている手数料は支払った期の費用になる。

(6) 提案に対する質問事項

以上のような内容の提案に対し、DP では次のような 13 の質問が設定されている。

- ① 契約資産もしくは契約負債の変動に基づく、単一の収益認識モデルという提案を支持するか。
- ② 提案されているモデルによっては意思決定に有用な情報が提供されないような契約は存在するか。
- ③ 提案されている契約の定義²⁷に賛成か。この定義を適用することが困難である法制度または状況はあるか。
- ④ 提案されている履行義務の定義²⁸は、契約における成果物や構成要素を矛盾なく識別することに役立つか。
- ⑤ 企業は契約上の履行義務を顧客に約定資産を引き渡す時点に基づいて分解しなければならないとすることに同意するか。
- ⑥ 企業が返品に応じて顧客対価を返金する義務は、履行義務だと思うか。
- ⑦ 販売インセンティブ（例えば、将来販売における割引の義務、顧客優遇ポイント、商品やサービスの無料提供）は、顧客との契約に規定されている場合には履行義務を生じさせるか。
- ⑧ 顧客が約定商品や約定サービスを支配した時点において、企業は顧客に資産を引き渡す（そして履行義務を充足する）ことになるという提案に賛成するか。
- ⑨ 企業は履行義務を充足したときにのみ収益を認識すべきであるという提案に賛成するか。
- ⑩ 履行義務は、原始契約価額で当初測定し、履行義務を充足するための企業の見積費用が履行義務の帳簿価額を超える場合にのみ、履行義務を再測定する。
 - (a) 履行義務は、原始契約価額で当初測定することに同意するか。
 - (b) 履行義務を充足するための企業の見積費用が履行義務の帳簿価額を超える場合にのみ、履行義務を再測定することに同意するか。
 - (c) 提案されている測定アプローチ（当初取引価額測定）が各期末における意思決定に有用な情報を提供できない場合はあるか。
 - (d) 当初取引価額測定アプローチ以外の測定アプローチを適用すべき種類の履行義務はあるか。

²⁷ 契約とは、強制力ある義務を生じさせる複数当事者間の合意である（2.38）。

²⁸ 履行義務とは、（財やサービスのような）資産を顧客に引き渡すことに関する顧客との約定のことである（3.43）。

- ⑪ 企業は、当初契約時の取引価額を履行義務に配分する。したがって、契約獲得コスト（販売コスト）を回収するための顧客に対する企業のチャージ額は、履行義務の当初測定額に含まれている。この提案では、これらの販売コストは原則として期間費用として処理しなければならないこととされている。
- (a) 契約獲得コスト（販売コスト）を回収するための顧客に対する企業のチャージ額を履行義務の当初測定額に含ませることに同意するか。
- (b) これらの契約獲得コストを発生時の期間費用として処理することが意思決定に有用な情報を提供しないのはどのような場合か。
- ⑫ 当初取引価額の個別の履行義務への配分を、それぞれの履行義務の対象となる商品・サービスの独立の販売価格に基づいて行うことに同意するか。
- ⑬ 企業が個別に財・サービスを販売していない場合、取引価額を配分するために企業が財・サービスの独立の販売価格を見積もらなければならないということに同意するか。

2 収益認識プロジェクトの背景説明

(1) 収益認識プロジェクトの沿革

前述のように、財務諸表の表示プロジェクトは、当初、企業の業績報告の様式を世界的に統一することを目指していたが、その後、業績とはなにかをめぐる議論が暗礁に乗り上げる一方で、必ずしも業績報告書に限定されない財務諸表すべての様式を見直すプロジェクトに変更された。一方、1990年代末に相次いだ IT 産業の収益計上をめぐる不正問題、さらには 2001 年のエンロン事件をはじめとするアメリカの会計不祥事を契機として、会計上の収益の認識ルールをより一層厳格化する必要性に迫られて、FASB が IASB とのジョイントで 2002 年から進めてきた収益認識プロジェクトにおいては、「収益の認識と測定」という、まさに業績報告の中核的な部分に議論の焦点が当てられることになった。

しかも議論の過程では、複数要素契約（multiple element agreements）に代表される近年の複雑な取引形態に対して包括的な概念的基礎を提供する必要性が確認され、概念フレームワークにおける収益概念の見直しを含む、会計における本質的な領域に議論の対象が拡張されている²⁹。前述したように、このプロジェクトでは、現在の実務に定着しているいわゆる実現＋稼得過程アプローチではなく、資産負債アプローチを用いて収益認識に関する包括的な原則を導き出すことをめざしてきた。

したがって両審議会（IASB と FASB）は、プロジェクト発足の当初から、「資産と負債の変動」に基づく収益認識モデルとして、「公正価値モデル」の開発に努めてきた。公正価

²⁹ 審議の過程で両審議会は、このプロジェクトの検討対象は両審議会の概念フレームワークと密接に関っていることを再認識し、2004 年からは、共通の概念フレームワークを開発するためのプロジェクトをこのプロジェクトと併行して進めている。

値モデルにおいては、市場で成立している資産・負債の公正価値をベンチマークとすることにより、これと比較して企業が効率よく義務を履行したかどうか（公正価値に対してオーバーパフォームしたか、アンダーパフォームしたか）を把握することが可能になると考えたのである。

しかし議論が遅々として進まないなか、2005年に至り、特にFASBのボードメンバーを中心に、公正価値モデルを用いて仮に資産と負債をともに公正価値で測定すると、企業は契約締結と同時にいわゆる販売利益（selling revenue）を計上することになるということが問題視されるようになった。そのため、次の3つのモデルが改めて検討された。

代替案1：資産負債・公正価値モデル（のちに測定モデル、その後、現在出口価値モデルと改称）

代替案2：資産負債・履行価値モデル（のちに配分モデル、その後、顧客対価モデルと改称）

代替案3：実現＋稼得過程モデル（従来モデル）

両審議会は、当初から従来モデルである実現＋稼得過程アプローチは採用しないこととしているから、代替案3が採用される余地はない。代替案1と2は、ともに顧客との契約に関連する正味のポジション（資産と負債の差額）の増加によって収益を認識しようとするものであるが、代替案1においては、資産と負債が公正価値（現在出口価値）で測定されるのに対し、代替案2においては、負債はその履行義務の価値で測定される。そして、この履行価値は基本的には顧客対価で測定されることとされているため、資産と負債の当初測定値に差異が生じないから、資産の正味のポジションは生じない。

今回の提案モデルは、この代替案2を採用することによって、収益を資産と負債の正味のポジションの増加によって把握するという面では代替案1と同様の見解を採用しながら、測定の間では、従来モデルである代替案3とほぼ同様の結果になるようになっている。しかし、収益の認識を資産と負債の正味のポジションで捉えるという考え方は、伝統的な収益認識モデルとは全く異なる発想に基づくものである点に留意する必要がある。

（2）検討すべき論点

① 3つの収益認識モデルの比較

まず議論の前提として、前掲の3つのモデルの差異を確認しておこう。3つのモデルのうち、第1のモデル（DPでは「現在出口価値モデル」）と第2のモデル（DPにおいて提案されている「顧客対価モデル」）は、測定額は異なるものの、収益を資産と負債の正味のポジションで認識するという発想においては根本的に共通している。そこでプロジェクトが検討過程で用いた設例によって、両モデルの差異を確認してみよう。

現在出口価値モデルでは、契約資産と契約負債に焦点が当てられ、収益は契約資産の増加

また契約負債の減少として定義されている。契約において引き受けられた未履行の権利及び義務は、毎期末に現在出口価格（current exit price）で測定される。それは、市場参加者が契約上の残された未履行の権利・義務を引き受ける際に、企業に要求すると考えられる見積価格のことである。

一方、提案されている顧客対価モデルでは、契約資産と契約負債の定義は現在出口価値モデルと共通している。ただし契約当初から約定された金額（顧客対価）が、対価に含まれる商品またはサービスの個々の販売価格に基づいて識別される履行義務（performance obligation）に配分される。既にみたように、履行義務には顧客対価の金額が配分されるため、履行義務の合計と権利（顧客対価）の測定値は当初は等しい。そのため、当初の契約の正味のポジションは通常ゼロになる。その後、履行義務が遂行されるにつれて、その結果として契約負債の減少や契約資産の増加をもたらることになり、それが収益として認識される。

この 2 つのモデルを理解するために、以下ではこのプロジェクトで検討された設例のうちの 1 つを単純化して紹介する³⁰。

前提：ペインター社は、商業用・個人用の住居に塗装サービスを提供する請負業者である。（単位は省略）

- ・ 6 月 25 日：ペインター社は顧客との間で、顧客の住居を塗装する契約を 3,000 で締結した。価格には、ペインター社が 800 で取得する塗料が含まれている。ペインター社の労務費及びその他の塗装のための資材の費用は 1,600 である。この例では、顧客は塗料を取得する権利を得るのではなく、塗料と塗装サービスを一緒に購入することになるが、顧客には塗料を取得する権利が付与されている。
- ・ 6 月 30 日：契約の完了に必要な塗料が顧客の住居に引き渡される。
- ・ 7 月 1 日～7 月 3 日：ペインター社は塗装サービスを行う。
- ・ 契約条件に従い、住宅の塗装の完了と同時に、顧客は全額を支払う。
- ・ 簡素化のため、貨幣の時間価値は無視する。
- ・ ペインター社は、月次決算を行う。

現在出口価値モデル

この設例に現在出口価値モデルを適用するためには、次のような追加的な情報（ペインター社の見積り）が必要とされる。

- ・ 契約の開始時点で、下請け業者が塗料と塗装サービスを提供すると仮定した場合の市場価値の見積額：2,800（うち、塗料の提供は 800、塗装サービスの提供は 2,000）
 - ・ 市場参加者による契約の管理と履行の保証料の見積額：契約開始時 100、塗料提供時 75
- 以上の前提に基づき、現在出口価値モデルによって収益認識を行うと、次表のようになる。

³⁰ この設例は 2007 年 11 月の IASB の HP に掲載されていた設例の要約である。

	当初	6月末	7月末	合計
収益	100	825	2,075	3,000
売上原価	-	(800)	(1,600)	(2,400)
利益	100	25	475	600
現預金	-	(800)	600	
在庫	-	-	-	
契約資産	100	925	-	
剰余金	100	125	600	

まず、ペインター社は契約開始時点で 100 の収益を認識する。契約時には、3,000 の請求権と、市場平均で見積もったその履行義務 2,900（塗料 800 と塗装サービス 2,000、そして 100 の管理保証料の市場見積合計額）が発生しているから、両者の差額として、現在出口価格としての「契約資産」（正味ポジション）が 100 発生しているとみる。

6 月末、ペインター社は塗料を 800 で取得し、これを顧客に提供することによって、825 の収益と 800 の費用を認識する。825 は、この時点における顧客に対する 3,000 の請求権と、市場平均で見積もった履行義務 2,075（塗装サービス 2,000 と管理保証料 75 の市場見積合計額）の差額から、契約開始時に既に認識済みの 100 を控除した金額である。このモデルでは、ペインター社は、6 月末の時点で塗料の購入のために 800 の現預金を減少させているが、契約資産として 925 を獲得しているとみる。

7 月末、ペインター社は住宅の塗装を完了し、このサービスに関連するすべての支払いを受けたので、すべての権利義務から解放され、収益 2,075 と費用 1,600 を認識する。2,075 は、現金受取額 3,000 と既に認識済みの収益 925 との差額である。

この例では、塗装サービスは単一の報告期間の間に提供されているが、サービスが複数の報告期間にまたがっている場合には、市場参加者が塗装サービスを完了させるために要求するであろう金額を各月末に見積ることにより、各月に認識される収益が決定される。

顧客対価モデル

次に、顧客対価モデルを適用する場合をみてみよう。

	当初	6月末	7月末	合計
収益	-	-	3,000	3,000
売上原価	-	-	(2,400)	(2,400)
利益	-	-	600	600
現預金	-	(800)	600	
在庫	-	800	-	
契約資産	-	-	-	
剰余金	-	-	600	

顧客対価モデルでは、商品またはサービスが顧客に移転されることによって履行義務が遂行された時点で、収益が認識される。契約開始時、ペインター社は、履行に対する対価 3,000

を履行義務に配分する。ただしこの例では、塗料と塗装サービスの履行義務は相互に結合した1つの履行義務として扱われている。この時点では、ペインター社の契約上の権利と義務は等しいため、正味のポジションはゼロになる。

6月末には、ペインター社の履行義務はそのまま残されているから、取得した塗料は800の在庫として記録される。7月末、ペインター社は住宅の塗装を完了したから、履行義務のすべてを履行したことになり、履行義務は消滅する。そして、塗料800と塗装サービス費用1,600の合計額を費用として認識する。

顧客対価モデルでも、もし契約（または法の運用）によって、塗料の物理的な引渡しと同時に塗料の所有権のリスクと便益が顧客に移転することが明確にされていれば、塗料の引渡しを個別の履行義務として扱うこととなるとされている。その場合には、当該履行は単独で収益をもたらすことになる。しかしこの設例では、塗料を物理的に顧客に引き渡しても、それは顧客の壁の塗装に利用するためであり、塗料だけを顧客に対して個別に移転したとは考えられないとし、塗料は塗装サービスと一体の履行義務として取り扱われている。

両モデルの差異

この設例に示されている2つのモデルの差異は、言うまでもなく契約開始時の収益認識上の差異である。すなわち、前者では契約開始時でも収益の一部が認識されるが後者では認識されない。またDPでは履行義務の当初認識後の再測定は提案されていないから、その後の収益認識額にも差異が出るが、当初認識時には履行義務を顧客対価で認識するものの、その後は毎期末の出口価値で再測定することにすれば、両者の差異はなくなる。

したがってDPにおいては今回、顧客対価による履行義務の測定が提案されているものの、それはむしろ派生的な問題であって、この提案の根底には、顧客対価（というグロスの金額）をどのようなタイミングで収益として認識していくのかという問題意識ではなく、対価請求権（権利）と履行義務の差額としての正味のポジション（正であれば契約資産、負であれば契約負債）を収益として認識していくという、従来モデルとは本質的に異なる発想が横たわっている。

② 正味ポジションによる収益の認識とは

そこで、収益の認識を（資産と負債の）正味のポジションで捉えるという考え方の意味をもう一度確認しておこう。現行の収益認識モデルである実現＋稼得過程アプローチにおいては、収益が、稼得や実現等の規準で認識される。それ以前に対価の授受がある場合には、その残高が貸借対照表において繰り越されていく。これに対して、提案モデルにおいては、この順序が逆になる。すなわち、まず顧客との契約から生じた対価請求権（権利）と、財・サービス等の提供義務（履行義務）を特定してその価値を測定し、その測定値のネット額である正味の契約ポジションを（契約資産または契約負債として）バランスシート上に計上する。

その結果、そのバランスシート上の契約ポジションの期首、期末の差額が収益になる。

提案モデルでは、履行義務の当初測定額を顧客対価（取引価額）とすることとされているから、契約時点における正味ポジションはゼロになる。しかし、もし代替案 1 が採用されて履行義務が顧客対価ではなく現在出口価値³¹で測定されれば、契約時に収益の一部が認識されることになる。この金額は販売利益（selling revenue）と呼ばれるが、その計上については市場関係者からの反対が大きかったため、今回の提案では採用されていない。また今回の提案では、当初測定時に顧客対価で測定された履行義務をその後の決算時に再測定することは提案されていないが、将来的な代替案の一つと考えられている³²。

このように、正味ポジションによる収益認識モデルでは、契約において顧客に約束した義務の内容を、それを果たす中で顧客に提供しなければならない個々の財やサービス単位の構成要素に分解し、その単位で収益認識を考える、いわば、金融商品の会計基準に通じる構成要素アプローチともいうべき考え方が提案されているのである。正味のポジションという表現にその本質が端的に示されているといえよう。

③ 履行義務の充足（遂行）による収益の認識

ところで提案モデルでは、従来の実現＋稼得過程モデルに代えて履行義務に着目した収益認識モデルが提案されているが、この考え方は必ずしも正味のポジションによる収益の認識という考え方と必然的に結びつくものではない。つまり収益を履行義務の額で測定し、それを履行義務の細分単位に分解して、その分解された履行義務の単位の遂行（充足）に着目して収益を認識していく方式と、正味のポジションによる収益認識というモデルは 2 つの異なる次元の提案として区別して理解する必要がある。

近年、IASB の提案に対して自らの見解を事前にインプットすることを目的にして開始された欧州の活動（Pro-active Accounting Activities in Europe、通称 PAAinE）からも、実現＋稼得過程に代えて履行義務に着目して収益認識の合理的なタイミングを特定しようという提案が公表されているが、そこでは、収益とはグロスのインフローであり、その測定値は顧客対価であることが前提とされた上で、収益を履行義務の遂行にどのように関連付けて認識するのかということに論点が絞られている。

つまり提案モデルにおける収益＝正味のポジションモデルと履行義務に着目した収益認識の精緻化は次元の異なる 2 つの提案の組み合わせとして理解しておく必要がある。また正味のポジションモデルに移行することによって、将来的には現在出口価値モデルへの移行も可能になるということにも留意しておく必要があるだろう。つまり、資産と負債の測定値が先に決まり、その結果として収益が認識されるモデルにおいてのみ、現在出口価値モデルが意味をもっている。

³¹ 財務諸表日において、独立の第三者に対して履行義務を譲渡する場合に企業が支払うことになる金額（5.15）。

³² この考え方は Appendix B において少数意見として紹介されている。

一方、顧客対価アプローチにおいては、顧客対価が履行義務という負債に配分され、その遂行（消滅）によって収益が認識されていく。したがって、一見すると負債の変動によって収益が認識されているようにもみえる。しかし、負債の変動を決めているのは履行義務の遂行であり、負債そのものが外生的に測定されて収益の認識を導いているのではない。この履行義務の遂行による収益の認識の結果として資産と負債の認識額が決まるという意味において、顧客対価モデルは実現＋稼得過程モデルと共通している。つまりそれは、収益を履行義務と呼び換え、稼得過程を履行義務の消滅過程と呼び換えただけに過ぎないとも考えられる。

問題は、履行義務の充足に着目した収益認識によって、従来のような解釈の余地が狭められ、より客観的な収益認識を導けるのか、という点に帰着する。さらに、提案モデルの本質は、あくまでも正味のポジションモデルの一類型であるということにも十分に注意しておく必要があるだろう。

T00LC0包括利益計算書（提案様式）

		12月31日終了事業年度	
		2010 年	2009 年
事業 営業	売上 - 卸売	2,790,080	2,591,400
	売上 - 小売	697,520	647,850
	収益合計	3,487,600	3,239,250
	売上原価		
	材料費	(1,043,100)	(925,000)
	労務費	(405,000)	(450,000)
	間接費 - 減価償却費	(219,300)	(215,000)
	間接費 - 輸送費	(128,640)	(108,000)
	間接費 - その他	(32,160)	(27,000)
	棚卸資産増減	(60,250)	(46,853)
	年金	(51,975)	(47,250)
	棚卸資産減耗損	(29,000)	(9,500)
	売上原価合計	(1,969,425)	(1,828,603)
	売上総利益	1,518,175	1,410,647
	販売費		
	広告費	(60,000)	(50,000)
	人件費	(56,700)	(52,500)
	貸倒損失	(23,068)	(15,034)
	その他	(13,500)	(12,500)
	販売費合計	(153,268)	(130,034)
投資	一般管理費		
	人件費	(321,300)	(297,500)
	減価償却費	(59,820)	(58,500)
	年金	(51,975)	(47,250)
	株式報酬	(22,023)	(17,000)
	リース負債に関する利息	(14,825)	(16,500)
	研究開発費	(8,478)	(7,850)
	その他	(15,768)	(14,600)
	一般管理費合計	(494,189)	(459,200)
	その他の営業項目前利益	870,718	821,413
	その他の営業収益（費用）		
	関連会社 A の持分法損益	23,760	22,000
	有形固定資産売却益	22,650	-
	キャッシュ・フローヘッジ実現益	3,996	3,700
	債権売却損	(4,987)	(2,025)
	のれんの減損損失	-	(35,033)
	その他の営業収益合計（費用）合計	45,419	(11,358)
	営業利益合計	916,137	810,055
投資	受取配当金	54,000	50,000
	売却可能有価証券実現利益	18,250	7,500
	関連会社 B の持分法損益	7,500	3,250
	投資利益合計	79,750	60,750
事業利益合計		995,887	870,805

³³ 財務諸表の表示 DP の付録 A 例示 1 より一部を抜粋。

T00LC0包括利益計算書（提案様式）－続き

		12 月 31 日終了事業年度	
		2010 年	2009 年
財務			
現預金に対する利息		8,619	5,500
	財務資産収益合計	8,619	5,500
支払利息		(111,352)	(110,250)
	財務負債費用合計	(111,352)	(110,250)
	財務収益及び費用合計	(102,733)	(104,750)
	法人所得税及びその他の 包括利益前継続事業からの利益	893,154	766,055
法人所得税			
法人所得税費用		(333,625)	(295,266)
	継続事業からの利益	559,529	470,789
廃止事業			
廃止事業による損失		(32,400)	(35,000)
法人所得税効果		11,340	12,250
	廃止事業による純損失	(21,060)	(22,750)
	当期純利益	538,469	448,039
その他の包括利益（税引後）			
売却可能有価証券の未実現損益（投資）		17,193	15,275
再評価剰余金（営業）		3,653	－
為替換算調整勘定―連結子会社		2,094	(1,492)
キャッシュ・フローヘッジ未実現損益（営業）		1,825	1,690
為替換算調整勘定―関連会社 A（営業）		(1,404)	(1,300)
	その他の包括利益合計	23,361	14,173
	包括利益合計	561,830	462,212
	基本的 1 株当たり利益	7.07	6.14
	希薄化後 1 株当たり利益	6.85	5.96

T00LC0 財政状態計算書（提案様式）

	12月31日現在	
	2010年	2009年
事業		
営業		
売上債権	945,678	541,375
差引：貸倒引当金	(23,642)	(13,534)
売上債権（純額）	922,036	527,841
棚卸資産	679,474	767,102
前払広告費	80,000	75,000
外国為替予約—キャッシュ・フローヘッジ	6,552	3,150
<i>短期資産合計</i>	<i>1,688,062</i>	<i>1,373,092</i>
有形固定資産	5,112,700	5,088,500
差引：減価償却累計額	(2,267,620)	(2,023,500)
有形固定資産（純額）	2,845,080	3,065,000
関連会社 A に対する投資	261,600	240,000
のれん	154,967	154,967
その他の無形資産	35,000	35,000
<i>長期資産合計</i>	<i>3,296,647</i>	<i>3,494,967</i>
仕入債務	(612,556)	(505,000)
顧客からの前受金	(182,000)	(425,000)
未払給与	(173,000)	(200,000)
株式報酬負債	(39,586)	(21,165)
1年以内返済予定のリース負債	(35,175)	(33,500)
リース負債に関する未払利息	(14,825)	(16,500)
<i>短期負債合計</i>	<i>(1,057,142)</i>	<i>(1,201,165)</i>
年金負債発生高	(293,250)	(529,500)
リース負債（1年以内返済予定のものを除く）	(261,325)	(296,500)
その他の長期負債	(33,488)	(16,100)
<i>長期負債合計</i>	<i>(588,063)</i>	<i>(842,100)</i>
正味営業資産	3,339,504	2,824,795
投資		
売却可能有価証券（短期）	473,600	485,000
関連会社 B に対する投資（長期）	46,750	39,250
投資資産合計	520,350	524,250
正味事業資産	3,859,854	3,349,045

T00LC0 財政状態計算書（提案様式）－続き

12月31日現在		
		2010 年
		2009 年
財務		
財務資産		
現預金		1,174,102
	財務資産合計	861,941
		1,174,102
		861,941
財務負債		
短期借入金		(562,000)
未払利息		(400,000)
未払配当金		(140,401)
		(20,000)
	短期財務債務合計	(722,401)
長期借入金		(532,563)
		(2,050,000)
	財務負債合計	(2,582,563)
	正味財務資産	(1,720,621)
		(1,598,299)
廃止事業		
売却予定資産		856,832
売却予定資産に関連する負債		(400,000)
	正味売却予定資産	456,832
		476,650
法人所得税		
短期		
繰延税金資産		4,426
未払法人所得税		(72,514)
長期		
繰延税金資産		39,833
	正味法人所得税資産（負債）	80,160
		(28,255)
	純資産	25,388
		2,690,132
		2,130,462
所有者持分		
株式資本		(1,427,240)
利益剰余金		(1,343,000)
その他の包括利益累計額（純額）		(1,100,358)
		(648,289)
		(162,534)
	所有者持分合計	(139,173)
		(2,690,132)
		(2,130,462)
短期資産合計		
		4,197,021
長期資産合計		3,605,591
資産合計		3,383,231
		3,614,377
		7,580,252
		7,219,968
短期負債合計		
		(2,252,057)
長期負債合計		(2,197,406)
負債合計		(2,638,063)
		(2,892,100)
		(4,890,120)
		(5,089,506)

T00LC0キャッシュ・フロー計算書（提案様式）

	12月31日終了事業年度	
	2010年	2009年
事業		
営業		
卸売顧客からの現金収入	2,108,754	1,928,798
小売顧客からの現金収入	703,988	643,275
顧客からの現金収入合計	2,812,742	2,572,073
製品のための現金支出		
原材料の購入	(935,544)	(785,000)
労務費	(418,966)	(475,313)
間接費 - 輸送費	(128,640)	(108,000)
年金	(170,100)	(157,500)
間接費 - その他	(32,160)	(27,000)
製品のための現金支出合計	(1,685,409)	(1,552,813)
販売活動のための現金支出		
広告費	(65,000)	(75,000)
人件費	(58,655)	(55,453)
その他	(13,500)	(12,500)
販売活動のための現金支出合計	(137,155)	(142,953)
一般管理活動のための現金支出		
人件費	(332,379)	(314,234)
年金制度への拠出	(170,100)	(157,500)
資本的支出	(54,000)	(50,000)
リース料の支払い	(50,000)	-
研究開発費	(8,478)	(7,850)
株式報酬の決済	(3,602)	(3,335)
その他	(12,960)	(12,000)
一般管理費活動のための現金支出合計	(631,519)	(544,919)
その他の営業項目前キャッシュ・フロー	358,657	331,388
その他の営業活動による現金の受払い		
有形固定資産売却収入	37,650	-
関連会社 A への投資	-	(120,000)
売上債権売却収入	8,000	10,000
キャッシュ・フローヘッジの決済	3,402	3,150
その他の営業活動による現金収入（支出）	49,052	(106,850)
営業活動からの正味キャッシュ・フロー	407,709	224,538
投資		
売却可能金融資産取得支出	-	(130,000)
売却可能金融資産売却収入	56,100	51,000
配当金収入	54,000	50,000
投資活動からの正味キャッシュ・フロー	110,100	(29,000)
事業活動からの正味キャッシュ・フロー	517,809	195,538

TOOLCO キャッシュ・フロー計算書（提案様式）-続き

		12 月 31 日終了事業年度	
		2010 年	2009 年
財務			
現金による利息収入		8,619	5,500
財務資産キャッシュ・フロー合計		8,619	5,500
短期借入金借入収入		162,000	150,000
長期借入金借入収入		—	250,000
利息の支払い		(83,514)	(82,688)
配当金の支払い		(86,400)	(80,000)
財務負債キャッシュ・フロー合計		(7,914)	237,312
財務活動からの正味キャッシュ・フロー		705	242,812
法人所得税及び所有者持分前 継続事業からの現金増減高		518,514	438,350
法人所得税			
法人所得税の現金支出		(281,221)	(193,786)
廃止事業及び所有者持分前現金増減額		237,293	244,564
廃止事業			
廃止事業からの現金支出		(12,582)	(11,650)
廃止事業からの正味キャッシュ・フロー		(12,582)	(11,650)
所有者持分前現金増減高		224,711	232,914
所有者持分			
自己株式処分収入		84,240	78,000
所有者持分からの正味キャッシュ・フロー		84,240	78,000
外国為替レートの影響		3,209	1,027
当期現金増減高		312,161	311,941
期首現金残高		861,941	550,000
期末現金残高		1,174,102	861,941

T00LC0 所有者持分変動計算書（提案様式）

	株式資本	利益剰余金	為替換算 調整勘定- 連結子会社	為替換算 調整勘定- 関連会社 A	再評価剰余金	キャッシ ュ・フロー ヘッジの未 実現損益	売却可能 有価証券の 未実現損益	所有者持分 合計
2008 年 12 月 31 日現在の残高	1,265,000	280,250	50,200	37,000	800	31,000	6,000	1,670,250
株式発行	78,000							78,000
配当金		(80,000)						(80,000)
包括利益		448,039	(1,492)	(1,300)	—	1,690	15,275	462,212
2009 年 12 月 31 日現在の残高	1,343,000	648,289	48,708	35,700	800	32,690	21,275	2,130,462
新株発行	84,240							84,240
配当金		(86,400)						(86,400)
包括利益		538,469	2,094	(1,404)	3,653	1,825	17,193	561,830
2010 年 12 月 31 日現在の残高	1,427,240	1,100,358	50,802	34,296	4,453	34,515	38,468	2,690,132

財務諸表の注記 (抜粋)

ToolCo 2010 年 12 月 31 日終了事業年度に関するキャッシュ・フローから包括利益への調整表 (提案様式)

A 列	B 列	C 列	D 列	E 列	F 列	G 列
キャッシュ・フロー計算書の行項目	所有者との取引以外による資産及び負債の変動				包括利益計算書	
	再測定以外		再測定		包括利益計算書の行項目	
	キャッシュ・フロー	経過勘定、配分、その他	継続的な評価額の修正	その他の再測定	包括利益 (B + C + D + E)	
事業営業						事業営業
卸売顧客からの現金収入	2,108,754	681,326			2,790,080	売上 - 卸売
小売顧客からの現金収入	703,988	(6,467)			697,520	売上 - 小売
顧客からの現金収入合計	2,812,742	674,859			3,487,600	収益合計
製品のための現金支出						売上原価
原材料の購入	(935,544)	(107,556)			(1,043,100)	材料費
労務費	(418,966)	13,966			(405,000)	労務費
年金	(170,100)	109,125	9,000		(51,975)	年金
間接費 - 輸送費	(128,640)	(219,300)			(219,300)	間接費 - 減価償却費
間接費 - その他	(32,160)				(128,640)	間接費 - 輸送費
		(60,250)			(32,160)	間接費 - その他
				(29,000)	(60,250)	棚卸資産増減
製品のための現金支出合計	(1,685,409)	(264,016)	9,000	(29,000)	(29,000)	棚卸資産評価損
	1,127,333	410,843	9,000	(29,000)	(1,969,425)	売上原価合計
販売活動のための現金支出					1,518,175	売上総利益
広告費	(65,000)	5,000			(60,000)	販売費
人件費	(58,655)	1,955			(56,700)	広告費
		(23,068)			(23,068)	人件費
その他	(13,500)				(13,500)	貸倒損失
販売活動のための現金支出合計	(137,155)	(16,112)			(153,268)	その他
一般管理活動のための現金支出						販売費合計
人件費	(332,379)	11,079			(321,300)	一般管理費
年金制度への拠出	(170,100)	109,125	9,000		(51,975)	人件費
資本的支出	(54,000)	54,000				年金
		(59,820)			(59,820)	減価償却費
株式報酬の決済	(3,602)	(12,171)	(6,250)		(22,023)	株式報酬
リース料の支払い	(50,000)	35,175			(14,825)	リース負債利息
研究開発費	(8,478)				(8,478)	研究開発費
その他	(12,960)	(2,808)			(15,768)	その他
一般管理費活動のための現金支出合計	(631,519)	134,580	2,750		(494,189)	一般管理費合計
その他の営業項目前キャッシュ・フロー	358,657	529,311	11,750	(29,000)	870,718	その他の営業項目前利益
その他の営業活動による現金の受払い						その他の営業収益 (費用)
有形固定資産の売却	37,650	(15,000)			22,650	有形固定資産売却益
関連会社 A への投資				23,760	23,760	関連会社 A の持分法損益

A	B	C	D	E	F	G
キャッシュ・フローヘッジの決済	3,402	(594)	1,188		3,996	キャッシュ・フローヘッジ実現益
売上債権売却収入	8,000	(8,000)		(4,987)	(4,987)	売上債権売却損
その他の営業活動による現金収入（支出）	49,052	(23,594)	1,188	18,773	45,419	その他の営業収益（費用）合計
営業活動からの正味キャッシュ・フロー	407,709	505,717	12,938	(10,227)	916,137	営業利益合計
投資						投資
配当金収入	54,000				54,000	受取配当金
売却可能金融資産売却収入	56,100	(37,850)			18,250	売却可能有価証券実現益
				7,500	7,500	関連会社 B の持分法損益
投資活動からの正味キャッシュ・フロー	110,100	(37,850)		7,500	79,750	投資利益合計
事業活動からの正味キャッシュ・フロー	517,809	467,867	12,938	(2,727)	995,887	事業利益合計
財務						財務
現金による利息収入	8,619				8,619	現預金に対する利息
財務資産キャッシュ・フロー合計	8,619				8,619	財務資産収益合計
配当金の支払い	(86,400)	86,400				
利息の支払い	(83,514)	(27,838)			(111,352)	支払利息
短期借入金借入収入	162,000	(162,000)				
財務負債キャッシュ・フロー合計	(7,914)	(103,438)			(111,352)	財務負債費用合計
財務活動からの正味キャッシュ・フロー	705	(103,438)			(102,733)	正味財務費用
法人所得税及び所有者持分前 継続事業からの現金増減高	518,514	364,429	12,938	(2,727)	893,154	法人所得税及びその他の包括利益前 継続事業からの利益
法人所得税						法人所得税
法人所得税の現金による支出	(281,221)	(52,404)			(333,625)	法人所得税費用
廃止事業及び所有者持分前現金増減高	237,293	312,025	12,938	(2,727)	559,529	継続事業からの純利益
廃止事業						廃止事業
廃止事業からの現金支出	(12,582)			(19,818)	(32,400)	廃止事業による損失
		11,340			11,340	法人所得税便益
廃止事業からの正味キャッシュ・フロー	(12,582)	11,340		(19,818)	(21,060)	廃止事業による純損失
所有者持分前現金増減高	224,711	323,365	12,938	(22,545)	538,469	当期純利益
						その他の包括利益（税引後）
			17,193		17,193	売却可能有価証券の未実現損益
			1,825		1,825	キャッシュ・フローヘッジ未実現損益
				2,094	2,094	為替換算調整額—連結子会社
				(1,404)	(1,404)	為替換算調整額—関連会社 A
			3,653		3,653	再評価剰余金
	-	-	22,671	690	23,361	その他の包括利益合計
所有者持分前現金増減高	224,711	323,365	35,609	(21,855)	561,830	包括利益合計

編集兼発行所：

社団法人 日本証券アナリスト協会

〒103-0026

東京都中央区日本橋兜町 2-1 東京証券取引所ビル 5 階

電 話：03-3666-1411

印 刷：株式会社ワコープラネット

発行日：平成 21 年 3 月 1 日

本著作物の著作権は、社団法人 日本証券アナリスト協会[®]に帰属します。本著作物の全部または一部を、許可なく印刷、複写、転写、時期もしくは光記録媒体への入力等、その方法の如何を問わず、これを複製することを禁じます。